

議案第79号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市協働提案事業審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第80号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市医療福祉推進協議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 81 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成 24 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

別表市長及び教育委員会の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第82号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように
改正する。

別表第2の8の3の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」に改
める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和元年9月30日までの間においては、改正後の別表第2の8の
3の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」とあるのは「の支給、」と、「実
施」とあるのは「実施又は子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)
による同法附則第2条の認定」とする。

議案第 83 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 23 年条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「私的利益に係るもの」の次に「及び職員の勤務条件その他の人事管理に係るもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた公益目的通報については、なお従前の例による。

議案第 84 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 18 項第 56 号及び第 57 号並びに第 54 項から第 58 項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する施設であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）であること。

(2) 利用定員が 20 人以上の施設であること。

第 37 条第 2 号中「（平成 24 年法律第 65 号）」を削る。

第 45 条に次の 1 項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第 4 項において「特例保育所型事業所内保育

事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「(家庭的保育者の居宅において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 3 項中「含む。）の学部で」を「含み、短期大学を除く。）において」に改め、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年条例第 63 号) の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第
252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の規定による違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

議案第 89 号

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年 6 月 5 日提出

大津市長 越 直 美

大津市スカイプラザ浜大津条例の一部を改正する条例

大津市スカイプラザ浜大津条例（平成 10 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「次の」を「次に掲げる」に改め、第 2 号を削り、同条第 3 号中「その他」を削り、
同号を同条第 2 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

大津市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市斎場条例の一部を改正する条例

大津市斎場条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「12,000」を「20,000」に、「60,000」を「100,000」に、「8,000」を「13,000」に、「40,000」を「65,000」に、「4,000」を「6,000」に、「20,000」を「30,000」に、「1,600」を「2,600」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

大津市公設地方卸売市場条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第56条第1項中「せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額にその100分の10に当たる額を加えた額、その他の場合にあつては」及び「額とする」を削る。

別表第1中「、当該額から卸売月額及び販売月額に応じて定める額を除く額に100分の10」を「100分の110」に改め、「額を加えた」を削り、同表卸売場の項及び仲卸売場の項中「含む」を「除く」に改め、「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の買受けに係る代金について適用する。
- 3 改正後の別表第1の規定は、令和元年10月分以後の市場施設使用料について適用し、同年9月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項及び第4項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同表第5項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項の表野球場の項中「4,500円」を「5,620円」に、「6,750円」を「8,430円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「2,560円」を「3,200円」に、「3,840円」を「4,800円」に、「200円」を「250円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「1,600円」を「2,000円」に、「2,400円」を「3,000円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「900円」を「1,120円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,050円」を「1,310円」に、「1,950円」を「2,430円」に、「2,250円」を「2,800円」に、「3,000円」を「3,740円」に、「1,350円」を「1,680円」に、「1,800円」を「2,250円」に、「1,500円」を「1,870円」に、「3,150円」を「3,920円」に、「4,500円」を「5,610円」に改め、別表第2第5項の表プールの項を次のように改める。

プ ー ル	50メー トルプー ル	専用使 用	全面	平日の午前9時 から午後5時ま で	1時間	5,000円
-------------	-------------------	----------	----	-------------------------	-----	--------

			その他の時間	1時間	7,500円	
	1コース		平日の午前9時から午後5時まで	1時間	550円	
			その他の時間	1時間	830円	
	個人使用			1人1回	370円	
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	250円	
	回数券	370円券		11枚綴	3,700円	
		250円券		11枚綴	2,500円	
25メートル	専用使用	全面	平日の午前9時から午後5時まで	1時間	2,500円	
			その他の時間	1時間	3,750円	
	1コース		平日の午前9時から午後5時まで	1時間	410円	
			その他の時間	1時間	620円	
	個人使用			1人1回	370円	
		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	250円	
	回数券	370円券		11枚綴	3,700円	
		250円券		11枚綴	2,500円	
	幼児用プール	専用使用	平日の午前9時から午後5時まで		1時間	1,000円
			その他の時間		1時間	1,500円
個人使用			1人1回	370円		

		中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合	1人1回	250円	
		回数券	370円券	11枚綴	3,700円
			250円券	11枚綴	2,500円
温水プール	専用使用	全面	1時間	14,790円	
		1コース	1時間	2,460円	
	個人使用		1人1回	750円	
	高等学校の生徒が使用する場合		1人1回	500円	
	中学生等、高齢者又は障害者等が使用する場合		1人1回	370円	
	回数券	750円券	11枚綴	7,500円	
		500円券	11枚綴	5,000円	
		370円券	11枚綴	3,700円	

別表第2第5項の表テニスコートの項中「450円」を「560円」に、「670円」を「830円」に、「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中「800円」を「1,000円」に、「1,200円」を「1,500円」に改め、別表第2第5項の表芝生グラウンドの項中「3,000円」を「3,750円」に、「4,500円」を「5,620円」に、「1,500円」を「1,870円」に、「2,250円」を「2,810円」に改め、別表第2第5項の表全天候型多目的広場の項中「800円」を「1,000円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「400円」を「500円」に、「600円」を「750円」に、「200円」を「250円」に、「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表弓道場の項中「1,000円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,870円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「450円」を「560円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「480円」を「600円」に改め、別表第2第5項の表備考第5項中「滋賀県療育手帳制度実施要綱（昭和48年12月1日施行）に規定する」を「滋賀県知事から知的障害者の」に、「者及び」を「者、」に、「並びに」を「及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者並

びに」に改める。

第2条 大津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「5,620円」を「6,750円」に、「8,430円」を「10,120円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「3,200円」を「3,840円」に、「4,800円」を「5,760円」に、「250円」を「300円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「2,000円」を「2,400円」に、「3,000円」を「3,600円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「1,120円」を「1,350円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「1,310円」を「1,570円」に、「2,430円」を「2,920円」に、

2,800円
3,740円

を

3,370円
4,500円

に、

「1,680円」を「2,020円」に、「2,250円」を「2,700円」に、「1,870円」を「2,240円」に、「3,740円」を「4,490円」に、「3,920円」を「4,710円」に、「5,610円」を「6,750円」に改め、別表

第2第5項の表プールの項中

5,000円
7,500円

を

5,550円
8,330円

に、「550円」を「610円」に、「830円」を

「920円」に、「370円」を「450円」に、「250円」を「300円」に、

「3,700円」を「4,500円」に、「2,500円」を「3,000円」に、
「3,750円」を「4,500円」に、「410円」を「500円」に、「620円」を
「750円」に、「1,000円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,800円」

に、「750円」を「900円」に、

1人1回	500円
------	------

を

「

1人1回	600円
------	------

に、「7,500円」を「9,000円」に、

」

「500円券」を「600円券」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、別表第2
第5項の表テニスコートの項中「560円」を「670円」に、「830円」を「1,000
円」に、「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中
「1,000円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、別表
第2第5項の表芝生グラウンドの項中「3,750円」を「4,500円」に、「5,620
円」を「6,750円」に、「1,870円」を「2,250円」に、「2,810円」を
「3,370円」に改め、別表第2第5項の表全天候型多目的広場の項中「1,000円」を
「1,200円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「500円」を「600円」に、
「750円」を「900円」に、「250円」を「300円」に、「370円」を「450円」
に改め、別表第2第5項の表弓道場の項中「1,250円」を「1,320円」に、
「1,870円」を「1,980円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目
的室の項中「560円」を「670円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市
民花園の項中「600円」を「720円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第5項及
び第6項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項及び附則第4項において「令和元年
新条例」という。）別表第2の規定は、回数券によるプールの個人使用の場合を除き、この条
例の施行の日（以下この項から附則第4項までにおいて「施行日」という。）以後の使用の許

可に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- 3 令和元年新条例別表第2第5項の規定は、回数券によるプールの個人使用の場合にあっては、施行日以後に交付した回数券によるプールの個人使用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券によるプールの個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日から附則第1項ただし書に規定する日（次項及び附則第6項において「一部施行日」という。）の前日までの間において住所又は所在地が市外である者に対して陸上競技場の使用の許可を行う場合における令和元年新条例別表第2第5項の規定の適用については、同項の表陸上競技場の項中「3, 200円」とあるのは「3, 840円」と、「4, 800円」とあるのは「5, 760円」と、「250円」とあるのは「300円」とする。
- 5 第2条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項において「令和4年新条例」という。）別表第2第5項の規定は、回数券によるプールの個人使用の場合を除き、一部施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 令和4年新条例別表第2第5項の規定は、回数券によるプールの個人使用の場合にあっては、一部施行日以後に交付した回数券によるプールの個人使用に係る利用料金について適用し、一部施行日前に交付した回数券によるプールの個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 補則（第50条～第54条）」を「第13章 指定管理者による管理（第50条～第52条）」に改める。

第4条第1項第4号中「第50条第1項」を「第53条第1項」に改め、同条第3項中「職員をして」を削り、「者に面接させ、その」を「者の」に、「調査させることができる」を「面接その他の方法により、調査を行うものとする」に改める。

第13条第1項及び第14条の2第2項中「第50条第1項」を「第53条第1項」に改める。

第35条第1項中「住宅監理員（法第33条の規定により市長が任命する者をいう。以下同じ。）又は市長の指定する者」を「当該市営住宅」に改め、同条第2項中「模様替」を「模様替え」に、「のとき」を「の時」に改める。

第54条を第57条とし、第53条を第56条とする。

第52条第3項中「呈示」を「提示」に改め、同条を第55条とする。

第51条第1項を次のように改める。

法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅監

理員を置く。

第51条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条を第54条とし、第50条を第53条とする。

第13章を第14章とし、第12章の次に次の1章を加える。

第13章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第50条 市営住宅及び共同施設の管理（第44条の規定により委託して行うものを除く。次条及び第52条において同じ。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（次条において「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者の指定の基準)

第51条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理において不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 市営住宅及び共同施設の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 市営住宅及び共同施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第52条 指定管理者（第50条の規定に基づき市営住宅及び共同施設の管理を行う者をいう。）が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市営住宅の入退去等の手続に関する業務
- (2) 家賃等の収納に関する業務
- (3) 市営住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理（第44条の規定により委託して行うものを除く。）に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の規定に基づく指定管理者の指定の手続

その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）

の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第50条第1項」を「第53条第1項」に改める。

第9条中「第50条、第51条第1項、第2項及び第5項、第52条並びに第53条」を「第53条、第54条第1項及び第4項、第55条並びに第56条」に改める。

議案第94号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第15条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例中第15条の改正規定は公布の日から、第10条第1項の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第96号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

[Redacted]

2 損害賠償の額

6, 216, 099円

(参考)

平成28年1月13日、大津市大江四丁目4番6号地先の国道1号と市道東4403号線とのT字型交差点（信号なし）において、同市道を南東方向に走行し、同交差点の突き当たりを右折して同国道に進入しようとした公用車（廃棄物減量推進課職員運転）が、同国道を南西方向に走行し、同交差点を直進して通過しようとした車両と衝突し、同車両を運転していた相手方が負傷したもの

議案第97号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月5日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方



2 損害賠償の額

4,303,996円

(参考)

平成29年11月29日、大津市皇子が丘一丁目2番2号地先市道幹1031号線の側道において、信号待ちのため停止していた公用車（道路・河川管理課（現道路・河川課）職員運転）が、その運転手が前方の車両が発進したと誤認したことにより前進し、前方で停止していた車両に追突し、同車両を運転していた相手方が負傷したもの